

## 携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みについて

### 1 携帯電話やスマートフォンの持ち込みに対する本校の考え

昨今、携帯電話やスマートフォンの普及により、公衆電話等の撤去が進み、大雨など災害発生時に家庭との緊急連絡のため、携帯電話等の学校への持ち込みについては必要と考える。

許可制とし、学校への持ち込みを許可した上でマナー指導を行い、適切な機器の利用法を身に付けさせることとする。

### 2 学校における機器使用禁止について

家庭からの連絡は、これまでどおり事務室を通して行い、緊急連絡も事務室への電話で対応する。また、校内生活中に生徒から家庭への緊急連絡も同様である。

### 3 携帯電話やスマートフォン利用のマナーについて

- (1) 学校を出てすぐの場所や、歩きながらの使用、公共の場所での使用は禁止とする。また、たむろするなど、周りの人に迷惑になるような話し方や利用はしない。
- (2) 自転車・単車の乗車中に使用しない。
- (3) 公共の交通機関内では、電源を切るかマナーモードに設定して、使用しない。医療機関等使用が制限されている場所では電源を切る。
- (4) SNS等への不要な書き込み、いたずら・迷惑メールの発信、有害サイトへのアクセスはしない。

### 4 規定について

- (1) 学校への持ち込みを許可制とする。
- (2) フィルタリング設定、家庭内ルール設定を許可条件とする。
- (3) 登校したら電源を切り、身に付けない。カバンに入れる。
- (4) 使用違反は、内容に応じた指導を行う。
- (5) 課題考査・定期考査中の機器使用は、不正行為として扱う。

### 5 提出書類などの手続きについて

- (1) 携帯電話やスマートフォンの持ち込みを希望する者は、携帯電話・スマートフォン持込許可願を提出し、許可を受ける。
  - ア 電話番号を記入する。これは本人確認、事故発生時の対応等のためであり、個人情報の管理は適切に管理し、これ以外の目的には利用しない。
  - イ 保護者で使用目的を記入する。
  - ウ 家庭のルールを記入する。
- (2) 所定の申請書に記入し、担任に提出する。
- (3) 許可は、単年度の許可とし、毎年更新する。